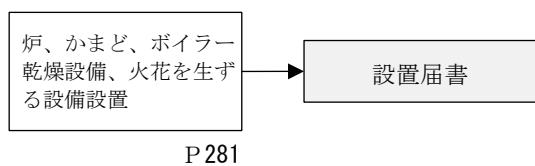
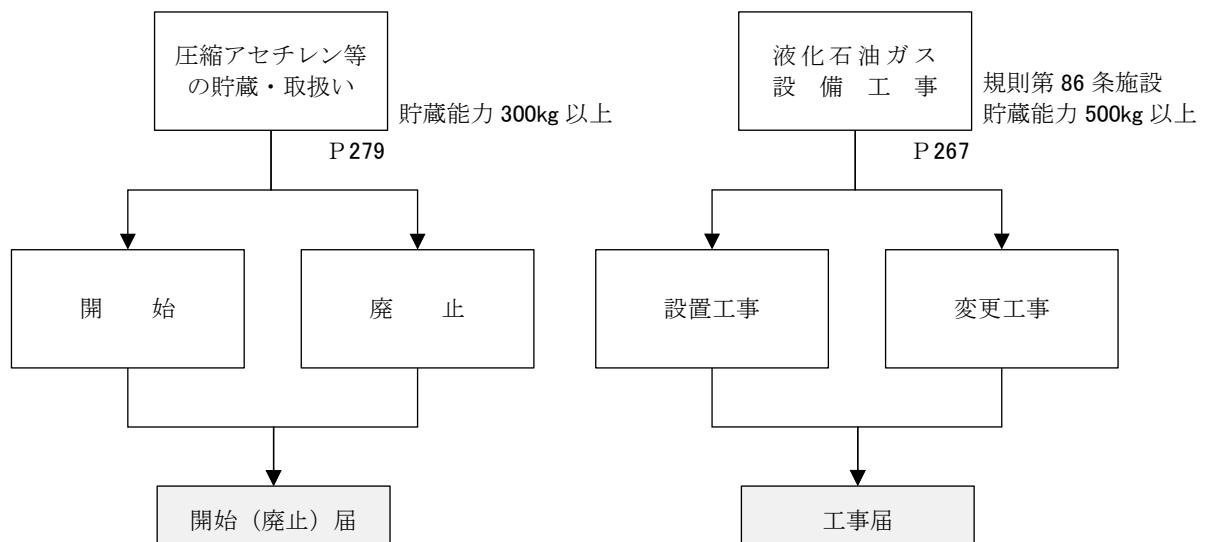
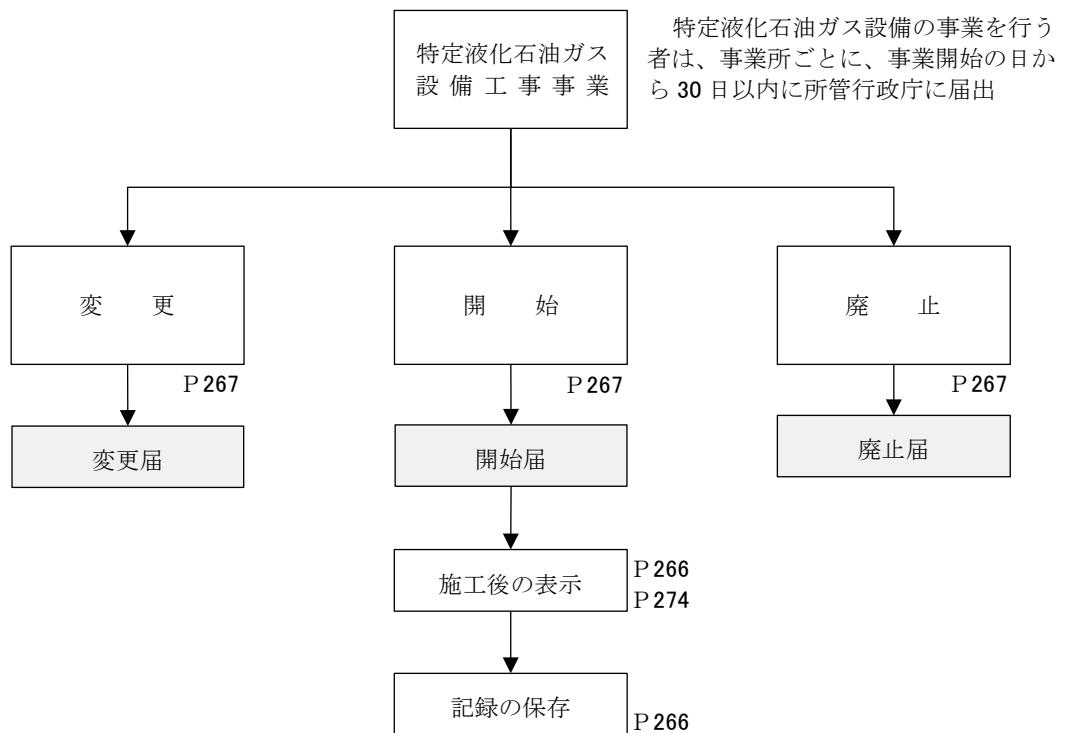


第2編 第6章

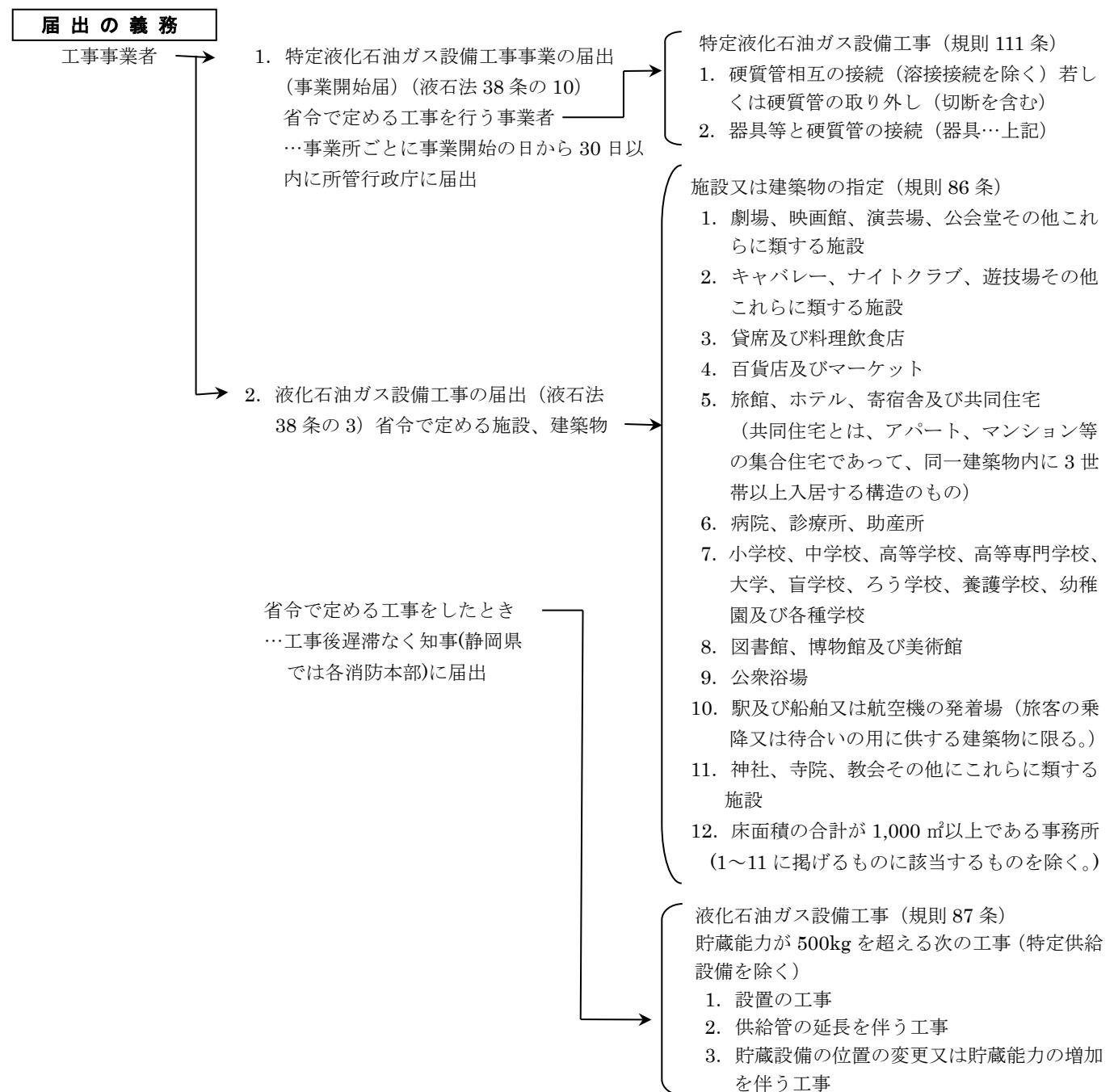
液化石油ガス設備工事

液化石油ガス設備工事の手続き一覧表



1. 液化石油ガス設備工事に関する法規制

設備士でなければ → 設備工事の作業に関する制限 (液石法 38 条の 7)	設備工事の作業 (規則 108 条)
できない作業 …特別の知識及び技能を必要とし、かつ、 災害の発生の防止上重要な作業	1. 硬質管の寸法取り又はねじ切り 2. 硬質管相互の接続 (溶接接続を除く) 若しくは硬質管の取り外し (切断を含む) 3. 器具等と硬質管の接続 (器具…気化装置、調整器、ガスマーティー、自動ガスしゃ断器、バルブ、ガス栓) 4. 埋設硬質管の腐しょく防止 (電気防しょくを除く) 5. 気密試験



工事施工上の義務

- 設備士 →
1. 技術上の基準に適合した工事の施工
(液石法 38 条の 2、液石法 38 条の 8)
供給設備の技術上の基準 (規則 18 条・19 条)
特定供給設備の技術上の基準 (規則 53 条・54 条)
消費設備の技術上の基準 (規則 44 条)
 2. 設備士免状の携帯 (液石法 38 条の 8)

工事施工後の義務

- 工事事業者 →
1. 液化石油ガス設備工事の届出 (上記「届出の義務」)
 2. 施工後の表示 (液石法 38 条の 11) …別紙のとおり
省令で定める特定液化石油ガス設備工事をしたとき
表示すべき事項
 3. 記録の保存 (液石法 38 条の 12)
省令で定める事項に関する記録の作成、
保存
- 施行後の表示に係る特定液化石油ガス設備工事
(規則 115 条)
1. 2 以上の消費設備にガスを供給するための
供給設備の設置又は変更 (供給管の変更を
伴うものに限る)
 2. ガスマーティーと一の末端ガス栓の間の配管
の長さが屋内において 4m 以上となる消費
設備の設置又は変更 (配管の変更を伴うも
のに限り、上記 1. に該当するものを除く)
- 表示すべき事項 (規則 117 条)
1. 特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名
又は名称
 2. 施工年月日又は工事番号
 3. 連絡先(住所及び電話番号)
- 記録すべき事項、保存 (規則 118 条、119 条)
1. 注文者の氏名又は名称及び住所
 2. 工事の内容、施工場所及び施工年月日
 3. 工事に従事した設備士の氏名
 4. 施工後の気密試験結果
…記録及び配管図面を工事した事業所に
5 年間保存

その他の義務

- 設備士 →
1. 設備士講習の受講 (液石法 38 条の 9)
(規則 109 条)
 2. 設備士免状の書き換え (液石法 38 条の 4)
免状の記載事項に変更を生じたとき
(規則 98 条)
…住所、氏名

工事事業者 → 器具の備付け (液石法 38 条の 13)
気密試験用器具及び自記圧力計

2. 液化石油ガス設備工事等の届出

区分	左に該当する内容	提出先	様式
設備工事関係	液化石油ガス設備工事届書	▶ 規則第 86 条に定める施設に当該供給設備に係る貯蔵設備の貯蔵能力が 500kg を超える液化石油ガス供給設備の設置又は変更の工事をしたとき (特定供給設備を除く)	当該工事の所在地を管轄する消防本部 P270
	特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	▶ 特定液化石油ガス設備工事事業を開始したとき ▶ 特定液化石油ガス設備工事事業を行う事業所を新設したとき ▶ 個人から法人へ組織変更したとき	所管行政庁 P271
	特定液化石油ガス設備工事事業変更届書	▶ 特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者を変更したとき ▶ 事業所の名称又は所在地を変更したとき ▶ 記録及び配管図面の保存の場所を変更したとき ▶ 記録及び配管図面の分類の方法を変更したとき ▶ 事業所の液化石油ガス設備士に変更があったとき ▶ 自記圧力計の数を変更したとき	所管行政庁 P272
	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書	▶ 特定液化石油ガス設備工事事業を廃止したとき	所管行政庁 P273

※ 提出部数は 2 部

(1) 液化石油ガス設備工事届

特定供給設備を除く

工事をした者が届出

(水道工事業者、建築業者等にも適用)

液化石油ガス設備工事届書

(液石法第 38 条の 3)

▶ 液化石油ガスの貯蔵能力 → 500kg 超

市町消防本部消防長

圧縮アセチレンガス等の貯蔵

貯蔵し、又は取り扱う者が届出

又は取扱いの開始(廃止)届出書

(消防法第 9 条の 2)

▶ 液化石油ガスの貯蔵能力 → 300kg 以上

学校、病院、興行場その他の多数の者が出入りする施設（規則第 86 条に定める施設又は建築物）について液化石油ガス設備工事（下記に該当する場合に限る。）をした者は遅滞なくその旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する各消防本部に届け出なければならない。

届出を必要とする液化石油ガス設備工事は特定供給設備以外の供給設備の設置又は変更の工事で、下記に該当する場合である。

- ① 貯蔵能力が 500kg 超
- ② 規則第 86 条に定める施設又は建築物であること。
- ③ 変更の工事の場合は、下記一、二のいずれかに該当するもの。（規則 87 条）
 - 一 供給管の延長を伴う工事
 - 二 貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

▶ 書類の提出方法

供給設備の工事を施工した設備工事事業者が届け出る。

設備工事事業者が 2 以上の場合、下記配管図に工事の区分を明示し、区分ごとにそれぞれの事業者名、工事を行った設備士名及び免状番号を記載すること。

<<添付書類>>

- ① 案内図
- ② 容器設置場所の状況図（容器設置場所、供給設備とその材質、くさりがけの方法、換気口等を含む）
- ③ 設備工事施工後の配管図又はアイソメ図（容器設置場所から消費設備まで）
- ④ 当該設備工事記録台帳の写し及び気密試験結果（チャート紙等）の写し
- ⑤ バルク貯槽にあっては、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の写しが必要な場合があるので、事前に確認すること。

なお、配管等は赤色で明示し、太さ・材質・埋設等を明瞭に記入するとともに上記の図面内に警報器設置場所を記入すること。

(2) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

液化石油ガス設備工事として、次の①、②に掲げる作業を行う者は、事業開始の日から 30 日以内に、特定液化石油ガス設備工事事業開始届書を所管行政庁に提出しなければならない。(専ら工事を受注し、それを他の特定液化石油ガス設備工事事業者に発注する者は含まない)

- ① 硬質管相互の接続に係る工事 (アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るもの を除く。)
- ② 次に掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事 (a から d までに掲げる器具等と硬質管 の接続に係る工事であっては、同一型式の器具等の交換に係るもの)を除く。)
 - a. 気化装置
 - b. 調整器
 - c. ガスマーテー
 - d. 自動ガスしや断器
 - e. バルブ
 - f. ガス栓

下記の事項に該当する場合、開始届書を提出すること。

- ▶ 新たに事業を開始した場合 (事業所ごと)
 - ▶ 法人化した場合 (個人事業者の廃止届書も必要)
 - ▶ 個人事業者の代表者が変更になった場合 (旧代表者による廃止届書も必要)
- (注) 法人代表者変更の場合は変更届書が必要

⟨⟨添付書類⟩⟩

次の事項を記載した書面

- ▶ 液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス設備士免状の写し
- ▶ 自記圧力計の数

(3) 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

下記の事項に変更が生じたときは変更届書を提出しなければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 記録及び配管図面の保存の場所
- ④ 記録及び配管図面の分類方法
- ⑤ 液化石油ガス設備士の免状番号
- ⑥ 自記圧力計の数

⟨⟨添付書類⟩⟩

液化石油ガス設備士の変更の場合次の事項を記載した書面

- ▶ 液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス設備士免状の写し

(4) 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

下記の事項に該当する場合、廃止届書を提出すること。

- ① 特定液化石油ガス設備工事事業を廃止した場合
- ② 法人化した場合
- ③ 個人事業者の代表者が変更になった場合

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

液化石油ガス設備工事届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あってはその代表者の氏名
住 所 〒

連絡担当者名
電話 ー ー

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 3 の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備 又は消費設備の所在地	
当該設備の所有者又は 占有者の氏名又は名称	
当該設備の使用目的	
貯蔵設備の貯蔵能力	
工事の内容	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日
× 事業所番号	

特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あってはその代表者の氏名
住 所 〒

連絡担当者名
電話 ー ー

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 10 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業所の名称

2. 事業所の所在地

3. 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

(1) 保存の場所

イ 事業所の戸棚

ロ その他 ()

(2) 分類の方法

イ アイウエオ順

ロ その他 ()

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あってはその代表者の氏名
住 所 〒

事 業 所 番 号
連 絡 担 当 者 名
電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 10 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業開始の届出の年月日

年 月 日

2. 変更の内容

3. 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あってはその代表者の氏名
住 所 〒

事 業 所 番 号
連 絡 担 当 者 名
電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 10 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

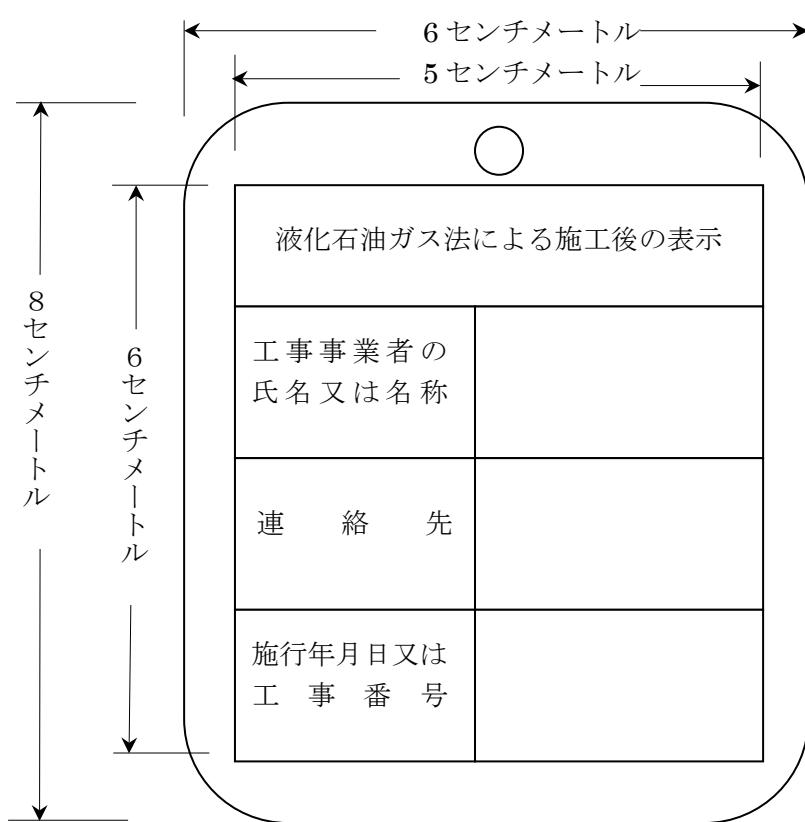
事業開始の届出の年月日

昭和 • 年 月 日

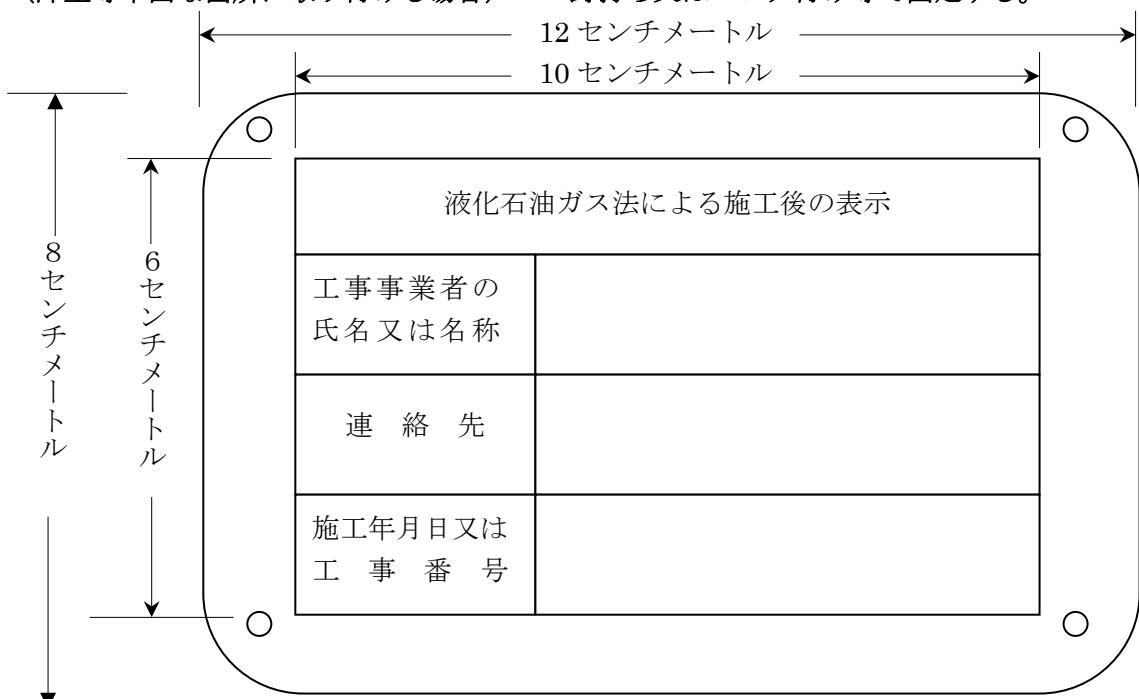
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

施工後の表示

(供給管又は配管に取り付ける場合) ……針金等で固定して取り付ける。



(障壁等平面な箇所に取り付ける場合) ……釘打ち又はハンダ付け等で固定する。



(備考) 表示の文字は、明瞭かつ消えないように記載すること。

(別紙)

液化石油ガス設備工事合帳

事業者名

液化石油ガス設備工事記録台帳

(3) 自記圧力計チャート紙を台帳に添付しておく。
 (2) 該当欄に記入又は該当文字に○印をつける。
 (1) 5年間保存。

埋設部を明示すること

年月日	通報内容	年月日	講じた措置	担当者	立会者
消費者からの連絡事項					

アイソメ図

< 参考 >

貯蔵能力が300kg以上の貯蔵設備を設置する場合は、あらかじめ、供給事業者から該当設備を管轄する消防署に届け出ること。

消防法第9条の3 危険物の規制に関する政令第1条の10

危険物の規制に関する規則 第1条の5

消防署への届出は、内容証明郵便等の届出の証明が可能な方法により行うことができる。

危険物の貯蔵または取り扱いの開始等の届出書

様式第1 (第1条の5関係)

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書

年 月 日				
様				
届出者				
住 所 (TEL)				
氏名				
事業所の所在地 及び名称	所在 地			
	名 称			
貯蔵し、又は取扱う 倉庫、施設等の名称	貯蔵し、又は取り扱う 倉庫、施設等の構造等 の 概 要	貯蔵し、又は取り扱う 物 質 の 名 称	最大貯蔵数量又は 最大取扱数量(kg)	消火設備の 概 要
物質に対する処理剤 の種類及び保有量	種類	保有量	対象物質	
貯蔵又は取扱開始 (廃止) 予定年月日				
緊急時の連絡先	昼間 (TEL)			
	夜間・休日 (TEL)			
その他必要な事項				
※ 受付欄	※経過欄			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸着剤をいう。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。
- 5 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

【消防法関係】圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱い開始等の届出書 ダウンロード先一覧

消防本部	掲載サイト	URL	備考
静岡市消防局	静岡市	https://www.city.shizuoka.lg.jp/shinsei/s6329/p0084.html	
浜松市消防局	浜松市	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hfdyobo/disaster/shobo/service/asetiren001.html	
熱海市消防本部	熱海市	https://www.city.atami.lg.jp/kurashi/kyukyu/1004752/1004755.html	
富士宮市消防本部	富士宮市	http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/11ti2b00000ml7d.html	
富士市消防本部	富士市	https://www.city.fuji.shizuoka.jp/safety/c0311/rn201a00003.jb7d.html	
磐田市消防本部	磐田市	https://www.city.iwata.shizuoka.jp/bousai_anzen/1013969/1013972/1013975/1001199.html	
掛川市消防本部	掛川市	https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/7219.html	
湖西市消防本部	湖西市	https://www.city.kosai.shizuoka.jp/e_service/5625.html	
御前崎市消防本部	御前崎市	https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/soshiki/yobo/syouboushinseshoyobou/asechirengas.html	
菊川市消防本部	菊川市	https://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/shoubouhonbu/sinsei_todokede.html	
御殿場市・小山町広域行政組合	御殿場市・小山町	https://www.gotemba-oyama-kouiki.jp/pages/148/	御殿場市・小山町
消防本部	袋井市	https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/38/1/shobo/1554710580049.html	袋井市・泰町
袋井市泰町広域行政組合	袋井市	https://www.suntoizufd119.jp/tettuzuki/yobo_yoshiki/kikenbutsu/	
駿東伊豆消防本部	駿東伊豆消防本部	https://www.shida119.jp/shinseisyo/kiken-youshiki/	沼津市・伊東市 伊豆市・東伊豆町 伊豆の国市 函南町・清水町 焼津市・藤枝市
志太広域事務組合	志太消防本部	http://shimoda-fd.jp/application_forms/application_forms/dangerous_substance/	
志太消防本部	下田消防本部	http://shimoda-fd.jp/application_forms/application_forms/dangerous_substance/	下田市・河津町 南伊豆町 西伊豆町・松崎町
富士山南東消防本部	富士山南東消防本部	http://fdfujiisan-nantou.shizuoka.jp/document/danger	三島市・裾野市 長泉町

炉、かまど、ボイラー、乾燥設備、火花を生ずる設備設置の届出について（消防法関係）

1. 届出の手続

（1）届出を要する設備

熱風炉	風道を使用しない熱風炉にあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。
炉 かまど	多量の可燃性ガス又は蒸気を発生するもののほか、据付面積 2 m ² 以上のもの（個人の住居に設けるものを除く）。
ボイラー 給湯湯沸設備 (入力 70 kW 毎時以上のもの)	個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 3 号に定めるものを除く。
乾燥設備	全部
火花を生ずる設備	全部

（2）届出者

当該設備を設置しようとする者

（3）届出時期

設置に先だって、あらかじめ届け出る。

（4）届出先

当該設備を設置する所轄の消防長又は消防署長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）とする。

（5）届出方法

条例別記様式によって届け出る。

（6）添付書類

当該設備の設計図書

届出は、各市町火災予防条例に基づいて行うこと（消防法第9条）

静岡市火災予防条例抜粋

（火を使用する設備等の設置の届出）

第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (4) 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (5) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (6) ボイラーや入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- (7) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (8) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (9) 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (10) 火花を生ずる設備
- (11) 放電加工機
- (12) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (13) 燃料電池発電設備（第12条の2第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- (14) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの
(第18条第4項に定めるものを除く。)
- (15) 蓄電池設備
- (16) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (17) 水素ガスを充填する気球

※ 12号以降は別様式にて届出

2. 届出書の作成要領

- ① 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。
- ② 届出先は、当該設備を設置する所轄の消防長又は消防署長名を記入する。

(例) ○○市消防長、○○市○○消防署長

- ③ 届出者の住所・氏名は、当該設備を設置しようとする者の住所・氏名とすること。
- ④ 防火対象物の欄の所在地、電話・名称・主要用途の欄は、当該設備を設置する防火対象物について記入する。
- ⑤ 設置場所の欄の用途、構造・床面積・階層の欄は、当該設備を設置する場所について、それぞれ記入（階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」とする。）し、消防用設備等の欄は、当該設備に設置した消防用設備等の種類（設備個数等）を記入する。

(例) 粉末消火器（10型）5本

- ⑥ 届出設備の欄のうち
 - i. 設備の種類の欄は、設置しようとする設備名等を記入する。
 - (例) 鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、多衆調理用かまど、蒸気式乾燥設備等とする。
 - ii. 着工・施工（予定）年月日の欄は、それぞれの予定年月日を記入する。
 - iii. 設備の概要の欄は、当該設備の位置、構造等について、具体的に記入する（書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること）。

(例) ア. 乾燥設備（蒸気式乾燥設備）の場合

キャビネットは鉄板製（幅 1,500 mm、奥行 3,000mm、高さ 1,500mm）で、保温板として石綿を被覆する。

乾燥台は、鋼板製とし、スチール蒸気管を台の下に設ける。

最高温度は 75°C とし、空気通気口を底部に設ける。

排気筒は専用とし、屋外に直接排出する。

イ. 炉（暖房用熱風炉）の場合

キャビネットは鋼板製（幅 1,100 mm、奥行 500mm、高さ 1,800mm）

発生熱量は、25,000kcal/h

熱交換器はステンレススチール

送風機は 600w

空気吸気口は、キャビネットの全面で、背面はダクトに接続

ウ. かまど（調理用かまど）の場合

かまどは煉瓦造とし、幅 4,000 mm、奥行 2,500mm、高さ 1,500mm とす

る。

ガスバーナー4つを設ける。

天蓋(4,500mm×2,300mm)はトタン製で天井に取り付け、屋外に直通(ファン付)する排気筒に連結する。

エ. ボイラー(温水用ボイラー)の場合

ボイラーは横型多缶式(径1,500mm、高さ1,000mm)でコンクリート基礎に設置し、缶の表面はガラスウールで被覆。

伝熱面積は38m²、火床面積は1.5m²、発熱量は380,000kcal/hとする。

オ. 火花を生ずる設備(グラビア印刷機)の場合

凸版用自動印刷機

インクタンクは鋼板製180容器とする。

乾燥装置は、タイル方式のもので、赤外線ヒーター(6kw)を使用する。

iv. 热源の欄の種類の欄は、それぞれ設備に使用する热源を記入し、使用量は一日又は一時間当たりの使用量を記入すること。

(例) 種類: プロパンガス

使用量: 5 kg/h

v. 保安装置の欄は、当該設備に設置された保安(安全)装置を記入する。

(例) ア. 温水用ボイラーの場合

内圧力調整器及び安全弁を設ける。

イ. 調理かまどの場合

ガス漏れ警報器・自動熱源停止装置

(静岡市様式例)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設
備・ヒートポンプ冷暖房機・
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日

(あて先)

住所

届出者 氏名

電話

防火 対象 物	所在地	静岡市			(電話)	
	名 称				主用用途	
設置 場所	用 途		床面積	m^2	消防用設備等	
	構 造		階 層			
届 出 設 備	設備の種類					
	着工(予定) 年 月 日	年 月 日		竣工(予定) 年 月 日	年 月 日	
	設備の概要					
	使用する 燃料・熱 源・加工液	種 類		使 用 量		
	安全装置					
取扱責任者の職氏名						
工事施工者	住 所	(電話)				
	氏 名					
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄		

(注)

- 1 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入してください。
- 2 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入してください。
- 3 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。
- 5 当該設備の設計図書を添付してください。

記入例

※①A4規格

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設
 備・ヒートポンプ冷暖房機・
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日

② (あて先) 静岡市〇〇消防署長 様

③ 住所 静岡市葵区本通〇一〇〇

届出者 氏名 社会福祉法人 〇〇〇〇

電話 054-〇〇〇-△△△△

④ 防火 対象 物	所在地	静岡市葵区本通〇一〇〇 (電話 054-〇〇〇-△△△△)		
	名称	介護施設 〇〇〇〇		主用用途 福祉施設
⑤ 設置 場所	用途	給湯	床面積 〇〇.〇m ²	消防用設備等 ABC 粉末消火器 (10型) 1本
	構造	鉄筋3F	階層 屋外	
⑥ 届 出 設 備	i. 設備の種類	業務用給湯設備		
	ii. 着工(予定) 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日	竣工(予定) 年 月 日	平成△△年△月△日
	iii. 設備の概要	ガス給湯器 〇〇〇-△△×× (メーカー名)		
	iv. 使用する 燃料・熱 源・加工液	種類	使 用 量	
		プロパンガス	70Kw/h	
v. 安全装置	フレームロッド方式			
取扱責任者の職氏名		事務長 静岡 太郎		
工事施工者	住 所	静岡市葵区国吉田〇一〇 (電話 054-〇〇〇-△△△△)		
	氏 名	(株)〇〇プロパン		
※ 受付欄			※ 経過欄	

(注)

- 1 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入してください。
- 2 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入してください。
- 3 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。
- 5 当該設備の設計図書を添付してください。

【消防法関係】炉・厨房設備等設置届出書 ダウンロード先一覧

消防本部	掲載サイト	URL	備考
静岡市消防局	静岡市	https://www.city.shizuoka.lg.jp/shinsei/s6329/p0086.html	
浜松市消防局	浜松市	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hfdyobo/disaster/shobo/service/kaki/kaki000.html	
熱海市消防本部	熱海市	https://www.city.atami.lg.jp/kurashi/kyukyu/1004752/1004762.html	
富士宮市消防本部	富士宮市	http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/11ti2b000000ml7d.html	
富士市消防本部	富士市	https://www.city.fuji.shizuoka.jp/safety/c0311/fmerv000000fizi.html	
磐田市消防本部	磐田市	https://www.city.iwata.shizuoka.jp/bousai_anzen/1013969/1013972/1013975/1012106.html	（電子申請）
掛川市消防本部	掛川市	https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/9230.html	
湖西市消防本部	湖西市	https://www.city.kosai.shizuoka.jp/e_service/5625.html	
御前崎市消防本部	御前崎市	https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/soshiki/shobosho/syoubousinseisyo/sroboilerseccchi.html	
菊川市消防本部	菊川市	https://www.city.kilkugawa.shizuoka.jp/shoubouhonbu/sunsei_todokede.html	
御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	https://www.gotemba-oyama-kouiki.jp/pages/148/	御殿場市・小山町
袋井市行政組合	袋井市	https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/38/1/shobo/1554710580049.html	袋井市・森町
袋井市森町広域行政組合	袋井市	https://www.suntoizafdl19.jp/tetuzuki/yobo_yoshiki/jyourei/	
駿東伊豆消防本部	駿東伊豆消防本部		沿津市・伊東市 伊豆の国市 函南町・清水町 焼津市・藤枝市
志太広域事務組合	志太消防本部	https://www.shidai19.jp/shinseiyo/jyourei-youshiki/	
志太消防本部	下田消防本部	https://shimoda-fd.jp/application_forms/application_forms/%e7%94%b3%e8%ab%8b%e6%9b%b8%e9%a1%9e/	下田市・河津町 南伊豆町 西伊豆町・松崎町
富士山南東消防本部	富士山南東消防本部	http://fdfujisan-nantou.shizuoka.jp/document/prevent	三島市・裾野市 長泉町